

令和5年度薬物乱用防止高校生会議実施要領

1 目的

- (1) 高校生自らが薬物乱用を身近な問題としてとらえ、薬物の害悪性を理解するとともに薬物の誘惑を排除できる能力を習得する機会を設ける。
- (2) 参加高校生が学習した内容を広く同世代の仲間に発信していくことによって、より効果的な啓発活動を展開する。
- (3) 学校現場における薬物乱用防止に関する指導手法の構築を図る。

2 参加高校

東京都立杉並高等学校

3 実施方法

会議の具体的な実施方法については、参加高校の教員、教育庁指導部指導企画課指導主事及び福祉保健局健康安全部薬務課で協議し決定する。

事業全般を通じた指導は、参加高校の教員が行い、事務局は、必要に応じて資料の提供、講師による講演会及び校外学習の手配等を行う。

4 会議の内容

(1) 生徒の募集

参加高校から意欲的な生徒20人程度を募集する。

(2) 会議のスケジュール

年7回程度開催する。

ア 第1回

(場所) 参加高校会議室・放課後の教室等

(内容)

- ・参加者の顔合わせと自己紹介、スケジュール説明
- ・薬物に関する基礎知識の取得（講義等）
- ・活動、課題設定

イ 第2回

(場所) 各関連施設

(内容)

- ・薬物乱用防止対策の現状認識を深める校外学習、講義聴講

ウ 第3回

(場所) 参加高校会議室・放課後の教室等

(内容)

- ・講師による薬物乱用に関する講義
- ・参加生徒によるディスカッション（学習した内容から同世代に向けたメッセージの検討等）

エ 第4回

(場所) 参加高校の会議室・放課後の教室等

(内容)

- ・成果の発表方法の説明及び準備
- ・成果の発表内容の検討
- オ 第5回
(場所) 参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
 - ・成果発表内容の確認
 - ・リーフレット作成の説明
- カ 第6回
(場所) 参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
 - ・成果発表リハーサル等
- キ 第7回
(場所) 参加高校の会議室・放課後の教室等
(内容)
 - ・リーフレット等の内容検討・原稿準備

なお、進行状況により、会議を追加して実施することができる。

また、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動東京大会」で成果発表の機会を設ける。

5 成果物の活用

- (1) 学習した内容を同世代に発信していくためのリーフレット等を作成し、都内の高等学校に通う第1学年の生徒に配布する。
なお、作成されたリーフレット等の著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、東京都に帰属する。
- (2) 著作権が東京都に帰属することにより、リーフレット等記載の著作者人格権を行使しない。
- (3) 本高校生会議で作成されたリーフレット等は、東京都の事業等（薬物乱用防止啓発活動）に活用する。
- (4) リーフレット等について、他の自治体や薬物乱用防止活動を行う団体等から利用申込みがあった場合、東京都の判断により利用を許可する。
- (5) 本事業の取組や活動状況の写真について福祉保健局のホームページに掲載する等、広く都民に対し効果的に発信する。

6 指導教員及び事務局

別紙「令和5年度薬物乱用防止高校生会議担当者名簿」のとおり

7 その他

本要領中の「福祉保健局」とあるのは、令和5年7月1日以降は「保健医療局」とする。